

神戸市個人情報保護条例における「訂正請求権」と行政機関法における「訂正請求権」

(注) 市条例「神戸市個人情報保護条例」、法「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」

請求権を行使できる場合	訂正請求権 (市条例 22 条 1 項)			訂正請求権 (法 27 条)		
	訂正	追加	削除 (事実の誤り)	訂正	追加	削除 (事実の誤り)
個人情報の内容に事実の誤りがあると認めるとき (市条例 22)	(22)	(22)	(22)	(27)	(27)	(27)
個人情報の内容が事実でないと思料するとき (法 27)						

神戸市個人情報保護条例(抜粋)	行政機関法(抜粋)
<p>(訂正等の請求)</p> <p>第22条 第20条第1項の規定による開示を受けた自己の個人情報の内容に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、当該個人情報の訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の請求をすることができる。</p> <p>2 第19条第1項の規定による決定を受けた者は、実施機関が第7条の規定に違反して自己の個人情報を収集したと認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の削除を請求することができる。</p> <p>3 第15条第2項本文の規定は第1項の規定による訂正の請求について、同条第2項の規定は前項の規定による削除の請求について準用する。</p> <p>(開示の実施)</p> <p>第20条 実施機関は、前条第1項の規定により開示請求に係る個人情報の開示をする旨の決定を行ったときは、速やかに、開示請求者に対し、当該開示請求に係る個人情報の開示をしなければならない。</p> <p>2 開示請求に係る個人情報の開示は、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。</p> <p>(1) 文書、図画又は写真に記録されている個人情報 当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付</p> <p>(2) 電磁的記録に記録されている個人情報 その種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法</p> <p>3 前項各号の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報の開示をすることにより、当該公文書の保存に支障が生じるおそれがあると認めるとき、第17条の規定により開示をするときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又は複写したものの写しを交付することができる。</p> <p>4 第18条第2項の規定は、開示請求に係る個人情報の開示を受ける者について準用する。</p>	<p>(訂正請求権)</p> <p>第27条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第36条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</p> <p>二 第22条第1項の規定により事案が移送された場合において、独立行政法人等個人情報保護法第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</p> <p>三 開示決定に係る保有個人情報であって、第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。</p>